



### 議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第3回定例会は、9月5日(水)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



#### 5月

- 8日 マル福制度の改正を検証するための特別委員会
- 14日 全員協議会
- 16日 議会運営委員会
- 18日 茨城県南市議会議長会定例会
- 21日 産業建設委員会
- 23日 議会運営委員会、全員協議会
- 30日 議会運営委員会、全員協議会

#### 6月

- 6月6日～6月22日 第2回定例会
- 6日 議会運営委員会、全員協議会
- 15日 産業建設委員会
- 21日 マル福制度の改正を検証するための特別委員会
- 22日 議会運営委員会、全員協議会
- 28日 議会運営委員会、全員協議会

#### 7月

- 2日 第2回臨時会
- 4日～5日 茨城県市議会議長会視察研修
- 11日 総務委員会・産業建設委員会連合審査会
- 13日 文教厚生委員会
- 25日 総務委員会・産業建設委員会連合審査会
- 27日 議会だより編集特別委員会

#### 8月

- 2日～3日 石岡地方斎場組合視察研修
- 6日 議会だより編集特別委員会



### 再議とは？

議会で行った議決に対し異議があるとして、長が議会に審議のやり直しを求めることをいう。または、議会で行った議決もしくは選挙に関し議会にその権限がない、あるいは法令違反があるとし、もしくは議決が収支執行不能である等として、長が議会に審議または選挙のやり直しを求めることをいう。拒否権ともいわれる。

これは、一度議決された事件について再び審議することを可能とすることにより、長と議会との間の意見対立の調整と、議決等の適正の確保とを図り、地方公共団体運営の停滞と混乱を避けるために用意された制度である。

(地方議会運営辞典より抜粋)

### 編集後記

市長と議会は役割こそ異なりますが、それぞれ市民によって直接選挙された、対等な政治機関です。とはいっても、執行権を持つ市長の権限は強大で、権力行使する市政経営に対し、「牽制機能」がなければ独裁化する可能性があります。地方議会は、国会の与党・野党という話ではなく、「全体として牽制機能を担う」ことが求められます。

議会だより編集委員 川村 成一

ご意見をお寄せ下さい